

滝川市産業活性化協議会

産業創造支援事業補助金 募集要領

滝川市内において、創業する方、事業拡大にチャレンジし意欲的に経営力強化に取り組む方、事業承継に向けた課題解決に取り組む方を支援します！

【創業の場合】

補助額 上限 50 万円

下限 15 万円

補助率 2分の1以内

【事業拡大の場合】

補助額 上限 30 万円

下限 10 万円

補助率 2分の1以内

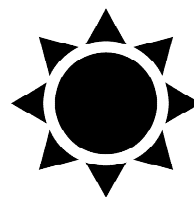
【事業承継の場合】

補助額 上限 50 万円

親族内のみ 上限 30 万円

下限 10 万円

補助率 2分の1以内



令和8年5月1日

滝川市産業活性化協議会

1 事業の目的

滝川市内において新たに創業する方や、事業拡大にチャレンジし、意欲的に経営力強化に取り組む事業者、事業承継に向けた課題解決に取り組む事業者に対して、その取り組みに要する費用の一部を補助し、滝川市内の産業の振興及び活性化を図ることを目的としています。

2 補助対象事業

補助対象事業については、次のいずれかに該当する事業となり、該当要件は下記のとおりです。

(1) 創業に関わる事業

該当要件	<ul style="list-style-type: none">(1) 申請を行う日から起算して過去5年間に於いて事業を営んだことのない者が、新たに事業を開始すること又は新たに会社を設立し当該会社により事業を開始することであって、当該新たに行う事業の業種が別表第1に定める業種に該当しないこと。(2) 市内で営む事業であること。(3) 事業実施期間内に商品又はサービスの提供を開始し、事業活動を開始すること。(4) 滝川市産業活性化協議会が実施する特定創業支援等事業を前年度受講した又は申請年度内に受講する見込みがあること。(5) 国、道又は滝川市等から補助金等の交付を受けていない事業であること。(6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではないこと。
-------------	--

(2) 事業拡大に関わる事業

該当要件	<ul style="list-style-type: none">(1) 現に営む事業が属する日本標準産業分類に規定する小分類と異なる分類の事業を新たに行うこと、又は現に行う事業における商品、サービス等の提供を新たな方法により提供することであって、当該新たに行う事業の業種が別表第1に定める業種に該当しないこと。(2) 新たに行う事業は、継続的な経営力強化に資するものであって、年間で通算6か月以上の事業活動を伴うものであること（一過性の催事又は行事等を除く）。(3) 国、道又は滝川市等から補助金等の交付を受けていない事業であること。(4) 新たに提供する商品、サービス等が、過去に同様の商品、サービス等を提供した実績がない事業であること。(5) 市内において申請を行う日から起算して過去1年間以上の事業実績があること。
-------------	--

※対象となる事業の具体例

小売業

衣料品販売店を経営



新たに健康・美容関連商品の販売店を開始

製造業

食品製造業者



新たに小売店舗を設け、自社製品の販売を開始

運輸業

タクシー会社を経営



新たに需要の拡大が見込まれる買物代行サービスを開始

サービス業

美容室を経営



新たにネイル、マッサージなどのサービスを開始

飲食業

居酒屋を経営



キッチンカーを整備し移動販売を行うほか、イスやテーブルを整備し移動型の野外居酒屋を行う事業を新たに開始

小売業

婦人服販売店を経営



婦人服のネット販売事業を新たに開始

宿泊業

ホテル・旅館を経営



ホテルの客室を改修し、レンタルオフィスやコワーキングスペースとして貸出しを新たに開始

サービス業

美容室を経営

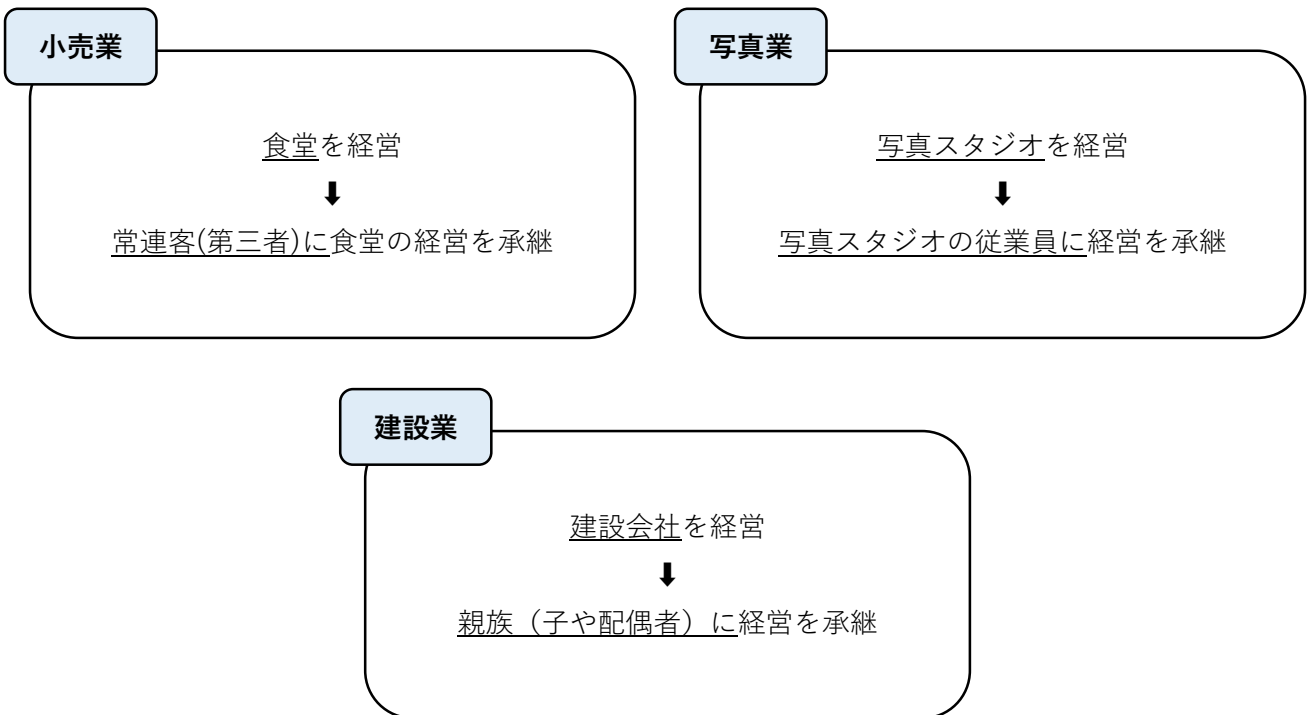


外出の機会を減らしたいと考える利用客や高齢者向けに訪問美容サービスを新たに開始

(3) 事業承継に関わる事業 ※事業を引き渡す側のみ

該当要件	<p>(1) 既存経営資源を後継者に引き渡すことであって、引き渡す業種が別表第1に定める業種でないこと。</p> <p>(2) 市内に事業所を有しており、申請時において1年以上事業を行った実績があること。</p> <p>(3) 国、道又は滝川市から補助金等の交付を受けていない事業であること。</p> <p>(4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではないこと。</p> <p>(5) 市内において事業を営む(見込みのある)中小企業者へ経営を引き継ぐこと。</p>
-------------	---

※対象となる事業の具体例



【別表第1】

業種分類	具体的な事業例
J 金融業、保険業	保険媒介代理業及び保険サービス業を除く全業種
L 学術研究、専門・技術サービス業	
専門サービス業	主に個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など
M 宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	風俗関連営業(ファッションホテル)など
飲食店	食事の提供を主目的としないスナック、キャバレー、ナイトクラブ、待合など
N 生活関連サービス業、娯楽業	
洗濯・理容・美容・浴場業	風俗関連営業(ソープランド)など

	その他の生活関連サービス業、娯楽業	易断所、観相業、相場案内業(けい線屋)、商品券売買業、風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場・射的場・スロットマシン場(射幸心をそそるもの)、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪・競馬の競走場、競輪・競馬の競技団体、競輪・競馬の予想業、場外馬券売場、場外車券売場、ゴルフ会員権販売業など
O	教育、学習支援業	学校法人など
Q	複合サービス業	郵便局など
R	サービス業	
	職業紹介・労働者派遣業	芸妓周旋業など
	その他の事業サービス業	集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く)など
	政治・経済・文化団体	政治団体など
	宗教	全業種
S	公務	全業種

3 補助対象者

補助対象者は、次のいずれにも該当する方となります。

【創業・事業拡大に関わる事業】

- (1) 滝川市内において創業する中小企業者又は事業を営む中小企業者。
- (2) 滝川商工会議所又は江部乙商工会から事業計画の確認を受けた者。
- (3) 滝川商工会議所若しくは江部乙商工会の会員である者又は申請を行う日の属する年度に会員となる者。
- (4) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者。

※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは、資本金又は常時使用する従業員数のいずれか一方が該当する方が対象(個人事業主の方は、常時使用する従業員数が対象)となります。

業 種	資本金	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

- (5) 滝川市税の滞納がない者。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、滝川市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年滝川市条例第12号第2条第1号)に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者に該当又は関与していない者。

- (7) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成 11 年滝川市告示第 43 号)第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者。
- (8) 申請を行う年度内に、滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金の交付の決定を受けていない者。

【事業承継に関わる事業】

- (1) 滝川市内において事業を営む中小企業者。
- (2) 下記に定める支援機関の支援を受けている者。

支援機関
滝川商工会議所、江部乙商工会、北門信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、北空知信用金庫、空知商工信用組合、北海道事業承継・引継ぎ支援センター

- (3) 上記【創業・事業拡大に関わる事業】の(3)～(8)に該当する者。

4 補助対象事業

(1) 補助交付条件

次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ①交付対象事業の実施期間内に実施した事業に係る経費であって、当該期間内に支払いが完了した経費
- ②使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定することができる経費
- ③領収書等によって支払金額、支払日等を確認することができる経費

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

【創業・事業拡大に係る補助対象経費】

店舗等改装費	○新たな事業に必要となる店舗・事業所等の外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗事務所占有一部分に係るもののみとし、間仕切り等により物理的に住居等の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。）
店舗等借入費 (創業に関わる事業のみ対象)	○店舗・事務所・駐車場等を借りて事業を行う場合の家賃(ただし、補助期間内の経費に限る。)
設備費	○機械、装置、什器、備品等の購入費用、リース費用(ただし、リース費用については、補助期間内の経費に限る。) ※備品とは、性質・形状を変えることなく、おおむね 2 年以上の使用又は保存に耐えるもの。

広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○チラシ等印刷物の制作費、看板・POP・のぼり等の制作費、PRのための広告掲載費、Web サイト・PR 動画制作費 ○ダイレクトメールの郵送料、メール便などの実費 ○広報や宣伝のために購入した見本品や展示品(飲食店店頭に展示される食品見本等、商品の概要・ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用ができないことが原則。) ○本事業遂行のために必要なパンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために要する経費
システム構築・登録利用費	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな事業に必要な EC サイトの構築費、予約受付システムの搭載費用、オンラインシステム構築費
開発費	<ul style="list-style-type: none"> ○新商品・新サービスなどの開発、その他事業の遂行に必要な取り組みのために行う設計、デザイン、製造、改良、加工、試作等に係る経費 <p>※ただし、新商品・試作品に使用する食品・食材などの購入費は除く。</p>

※ただし、店舗等改装費・店舗等借入費に関して、当該店舗・事務所等が、滝川市が定める滝川市立地適正化計画(令和5年3月31日策定)における都市機能誘導区域内の場合は、当該店舗・事業所等に係る建築基準法第6条の建築主事の確認が昭和56年6月1日以後に行われた店舗・事務所等又は昭和56年5月31日以前に行われた店舗・事務所等である場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項の耐震診断により同条第2項の耐震改修を要しないと認められた店舗・事務所等であること。

【事業承継に係る補助対象経費】

初期診断	○専門事業者からヒアリングを受け、会社の強み弱みを把握することで事業承継の課題と進め方を決めるもの
課題分析又はコンサルティング費用	○事業承継を円滑に行うためのアドバイスやサポート、事業承継に関する手続きや交渉などを行うこと
事業承継計画の作成	○中長期の経営計画に事業承継の時期や課題項目、具体的な対策を盛り込んだもの
企業価値の算定	○会社全体の価値を示す指標の1つで、会社全体の経済的価値のこと
M & A 仲介委託	○取引を円滑に進めるために専門家や会社に委託するもの (仲介手数料、マッチング登録経費等)

(3) 補助対象外経費

(2) で掲げる経費以外は、補助対象外となります。また(2)で掲げる経費においても、次にページに該当する経費は対象とはなりません。

- ①補助事業の目的に合致しないもの
- ②必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
- ③自社内部の取引及びそれと同等と認められる取引によるもの
- ④汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないもの(車両、パソコン、カメラ、テレビなど)
- ⑤販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の生産・調達に係る経費
- ⑥オークションによる購入(インターネットオークションを含む)
- ⑦事務所等に係る保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ⑧電話代、インターネット利用料金等の通信料
- ⑨名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代(例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリー・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入などが補助対象外)
- ⑩雑誌購読料、新聞代、団体等の会費、フランチャイズ料
- ⑪茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ⑫不動産の購入・取得費、修理代(ただし、設備処分費に該当するものを除く)、車検費用
- ⑬税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑭金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ⑮公租公課
- ⑯各種保証・保険料・保守料
- ⑰借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑱免許・特許等の取得・登録費
- ⑲講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- ⑳商品券・金券の購入費、仮想通貨・クーポン(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付商品券を含む)での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ㉑役員報酬、直接人件費、専門事業者に対する顧問料、成功報酬
- ㉒各種キャンセルに係る取引手数料等
- ㉓補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ㉔上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(4) その他留意事項

補助対象経費の支払い方法は、現金、口座振込、クレジットカードが原則です。クレジットカードによる支払いは、当該法人又は個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。(購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外となります。) 決済は法定通貨でお願いします。

5 補助額／補助率

交付対象事業	補助率	上限	下限
創業に関わる事業	補助対象経費の2分の1以内	50万円	15万円
事業拡大に関わる事業		30万円	10万円
事業承継に関わる事業		50万円 ※親族内承継の場合 のみ上限30万円	10万円

6 申請方法

(1) 募集期間

令和8年5月1日(金)から令和9年2月26日(金)(土日祝を除く)

・応募があった順に審査を行い、予算がなくなり次第終了します。

(2) 提出書類

【創業・事業拡大に関わる事業】

- ① 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ② 事業計画書（別記第2号様式）
- ③ 誓約書兼同意書（別記第3号様式）
- ④ 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金に係る事業計画確認書（別記第4号様式）
- ⑤ 個人の場合にあつては、申請者の住民基本台帳法に基づく住民票
法人の場合にあつては、商業登記規則に規定する履歴事項全部証明書（全部の証明に限る。）
- ⑥ 滝川市内において事業を営むことを証する書類（開業・廃業等届出書など）
※交付申請時に提出できない場合は、実績報告までに提出してください。
- ⑦ 滝川市税における未納が無いことの証明書
- ⑧ 補助対象経費の算出根拠が分かる書類（見積書、領収書等）
- ⑨ 新耐震基準を満たしている店舗・事務所等であることを証明する書類（耐震基準適合証明書等）
※店舗・事務所等が、都市機能誘導区域内の場合のみ。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

【事業承継に関わる事業】

- ① 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ② 事業計画書（別記第5号様式）
- ③ 誓約書兼同意書（別記第3号様式）
- ④ 滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金に係る証明書（別記第6号様式）
- ⑤ 補助対象経費に関わる見積書等の写し
- ⑥ 確定申告書の写し

- ⑦個人の場合にあつては、申請者の住民基本台帳法に基づく住民票
法人の場合にあつては、商業登記規則に規定する履歴事項全部証明書(全部の証明に限る。)
- ⑧市内において事業を営んでいることを証する書類（開業・廃業等届出書など）
※交付申請時に提出できない場合は、実績報告までに提出してください。
- ⑨滝川市税における未納が無いことの証明書
- ⑩補助対象経費の算出根拠が分かる書類（見積書、領収書等）
- ⑩前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

各申請様式は、滝川市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 事業計画書の確認

申請にあつては、事前に、滝川商工会議所又は江部乙商工会において事業計画書の妥当性などについての確認が必要です。申請時には、確認を証明する「滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金に係る事業計画確認書」を提出していただきます。

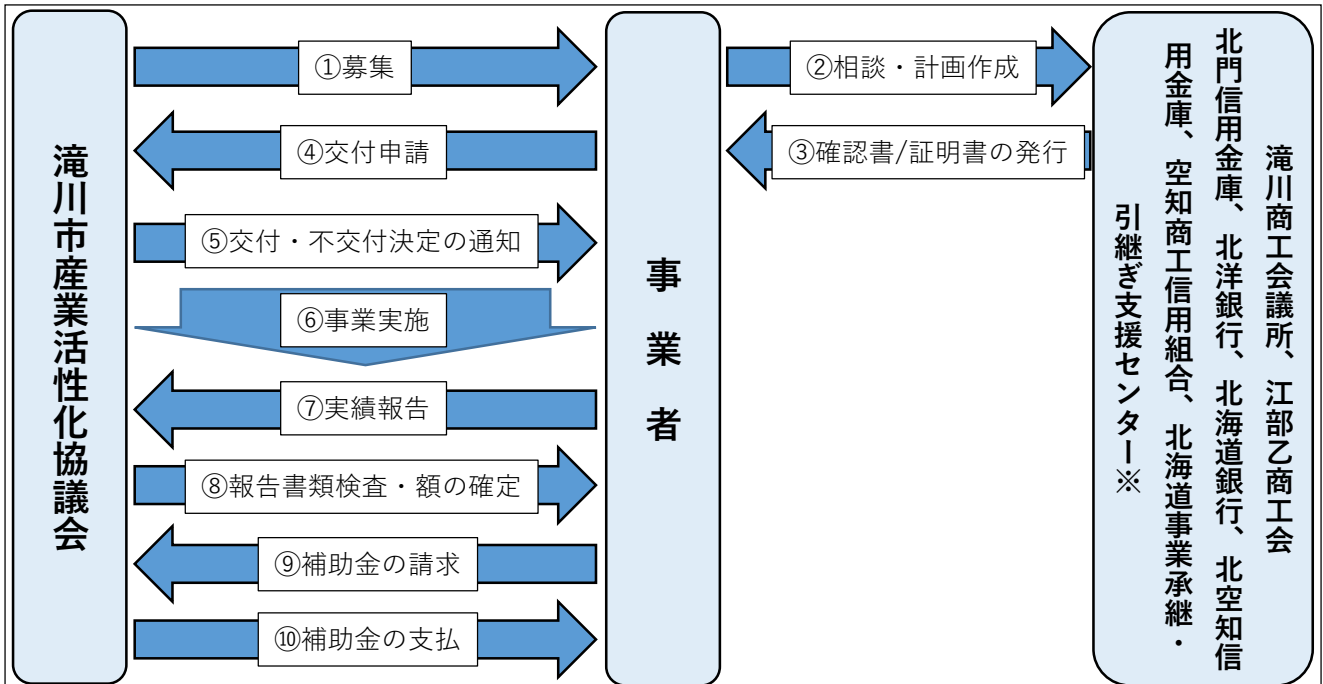
滝川商工会議所又は江部乙商工会においては、下記の観点により確認を行います。

- ①計 画 の 妥 当 性：事業目的が明確となつており、具体的で実現性が高いものとなつて
いるか。
- ②市 場 性：ターゲットや市場規模、市場における影響力などが適切に把握されて
いるか。
- ③事 業 の 継 続 性：遂行方法やスケジュールが妥当で継続性が高いものとなつているか。
- ④事 業 実 施 能 力：業務の課題把握・克服根拠が明確であり、事業に対する知識や遂行する
ため能力をもつているか。
- ⑤資金計画の妥当性：事業費の計上・積算が明確で、事業実施に必要なものとなつているか。
- ⑥資金調達の確実性：資金調達計画や調達方法が妥当なものとなつているか。
- ⑦地域への貢献度：地域経済の発展や産業振興に寄与し、雇用の期待度が高いものとなつて
いるか。

(4) 書類の提出方法及び提出先

- ①提出方法：持参にて提出してください。
- ②提 出 先：〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市産業活性化協議会(事務局：滝川市産業振興部産業振興課(滝川市役所4階))

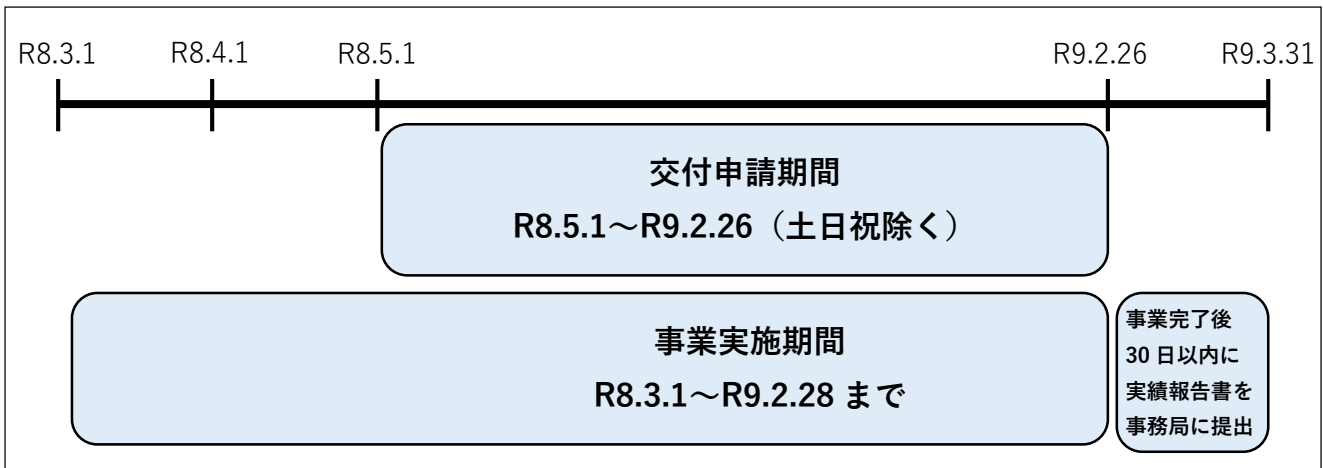
7 補助金手続きの流れ



※北門信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、北空知信用金庫、空知商工信用組合、北海道事業承継・引継ぎ支援センターは「事業承継に関わる事業」の場合のみ

8 事業実施期間等

事業実施期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとなります。事業実施期間をこの期間以外に設定することはできません。この期間内に実施・支払いが完了する経費が助成対象となります。



9 審査方法・交付決定

提出された書類に基づき審査を行い、交付決定又は不交付決定通知を送付します。審査は、以下の審査項目に照らして行いますので、提出する書類については記載もれ等がないよう十分注意してください。必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングを実施する場合があります。

審査項目

- (1) 補助金対象者としての適性
 - ・補助対象者としての要件を満たしているか
- (2) 補助事業としての適性
 - ・補助対象事業としての要件を満たしているか
- (3) 補助対象経費の妥当性
 - ・補助対象経費として要件を満たしているか
 - ・補助事業の各費目(内訳、単価等)の金額は妥当か

10 補助事業者の義務

事業実施にあたっては、「滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金交付要綱」の規定に基づき次に掲げる事項について遵守願います。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとする場合又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に滝川市産業活性化協議会会長の承認を受けなければなりません。
- (2) 補助金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは関係書類の提出を求めるか、又は帳簿等の検査を行いますので、その指示に従わなければなりません。
- (3) 補助事業者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、滝川市産業活性化協議会会長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部若しくは一部の返還を命じますので、その指示に従わなければなりません。
 - ア. 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - イ. 補助金を目的外に使用したとき
 - ウ. 要綱若しくは補助金の交付の条件に違反したとき
- (4) 補助事業者は、補助事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、これを事業を完了した年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

11 補助事業実施後について

- (1) 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内に、実績報告書を提出してください。提出されない場合は、補助金の交付決定を取消します。また、提出書類は次のとおりです。

 - ①滝川市産業活性化協議会産業創造支援事業補助金実績報告書
 - ②事業実績書
 - ③補助対象経費に係る領収書等の支払金額、支払日等を確認することができる書類の写し
 - ④上記に掲げるもののほか、滝川市産業活性化協議会会長が必要と認める書類

(2) 確定検査

実績報告書を提出いただいたのち、協議会において確定検査を行います。確定検査は原則書類検査ですが、必要に応じて現地検査を行うことがあります。

(3) 補助金額の確定

確定検査後、補助金の額が確定します。補助金額は実績に基づいて算出するため、交付予定額から減額となることがあります。

(4) 補助金の交付

補助金の額が確定後、確定通知書を送付します。補助事業者は、確定通知の内容に基づき補助金交付請求書に必要事項を記入のうえ、協議会へ提出してください。請求書が届き次第、補助金の支払い手続きを行います。交付決定の時点では補助金は支払われませんので、ご注意ください。

(5) 成果の公表

補助金を交付した事業については、補助事業者名、補助事業名、事業概要、補助金の額について公表する場合がありますのでご承知おきください。

(6) 調査協力

補助事業完了日に属する年度の次年度を初回として3年間、補助事業の状況等について滝川市産業活性化協議会からの調査等に協力していただきますので、ご承知おきください。